

大田区諮問第 113 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 2 月 13 日付け 4 ま調発第〇〇号によって行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

（A 氏への返答の文書で、同人の敷地内に設置された）ブロック塀設置に関する（しては、大田区等に責任がなく、土地家屋調査士 B に責任があると）する回答文書

3 審査の経過

令和 5 年 6 月 29 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
8 月 8 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

（1）審査請求の理由

ア 開示請求をした理由

隣地所有のブロック塀が A 氏の敷地内に設置された件について、A 氏は、土地家屋調査士 B に対し、大田区、〇〇会社両者とも土地家屋調査士 B の責任であり、両者ともに責任は全くないと主張している旨返信した。また、この話を解決すべき土地家屋調査士 C が〇〇会社に対して過失の調査をしていないこと、大田区の拡幅工事の事業の担当者も工事に関することを A 氏に説明していないことがわかり、どのような調査で土地家屋調査士 B の責任であるという結論に至ったのか、その経緯を知りたいと考え、開示請求をした。

イ 非開示決定に理由がないこと

実施機関は、請求に応じられない理由として、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 11 条の 2 に該当とし、当該公文書の存否を答えることが、条例第 9 条第 2 項第 1 号により、非開示とすべき個人情報事実上開示し、個人のプライバシーを侵害すること及び同条第 2 号に

より、非開示とすべき法人情報を事実上開示し、法人の事業を不当に害するため存否を答えることができない、仮に当該文書が存在したとしても、条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当し、非開示となる公文書であるとした。

しかし、上記理由には、以下のとおり根拠がない。

審査請求人は、土地家屋調査士 B に責任があるという結論に至った経緯を知りたいので、その開示を求めるものであり、条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する非開示情報の開示を求めているから条例第 11 条の 2 を適用することはできない。

非開示となる公文書について、条例上どの条文に該当するかの記載がない。

条例第 11 条の公文書の部分開示が認められる解釈として、非開示情報を分離すると開示請求の趣旨がどのように失われるかの理由が書かれていない。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

条例第 11 条に公文書部分開示規定があるので、条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号だけを理由として開示しないことは根拠がない。

請求された公文書が非開示情報に該当する、との記載があるが、以下の理由で根拠がない。

「A」に係る部分は、文書を特定するのに必要であるが、開示要求をしているわけではない。

審査請求人は土地家屋調査士 B の補助者である。

実施機関が「存否応答拒否としたものである」とする根拠がない。

(3) 再反論

A 氏への返答は、公文書扱いということで申請した。

「土地家屋調査士 B に責任がある」に係る部分が信用毀損及び名誉毀損にあたるか調査しているのであるから、条例第 9 条第 2 項第 2 号ウ「開示することが公益上必要であると認められる情報」に該当するから、開示しないのは「権利侵害」「区民の知る権利を妨害」する。

5 実施機関の弁明の要旨

(1) 本件処分の根拠法令

条例第 9 条第 2 項第 1 号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する公文書については、開示しないことができる旨を規定している。

条例第 9 条第 2 項第 2 号では、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの」に該当する公文書については、開示しないことができる旨を規定している。

条例第 11 条の 2 では、「公文書の開示の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 審査請求に対する意見

条例第 11 条の 2 に定められる「存否応答拒否」は、公文書の開示の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しないと回答すれば、事実がないことを意味し、非開示であると回答すれば、内容は公にできないが事実があったことを意味することとなる場合に適用するものであって、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否するものである。

存否応答拒否の適用にあたっては、当該請求に係る情報が条例第 9 条第 2 項各号に定める開示しないことができる情報（以下「非開示情報」という。）に該当することが前提である。

請求のあった公文書「A 氏への返答への文書で、ブロック塀が A 氏の敷地内に設置された件が、大田区等に責任がなく、土地家屋調査士 B に責任があると回答した事について」に係る情報（以下「本件対象情報」という。）については、仮に存在するとしても、「A」に係る部分は、条例第 9 条第 2 項第 1 号に定める「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であり、非開示情報に該当し、「土地家屋調査士 B に責任がある」に係る部分は、同項第 2 号に定める「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの」であり、非開示情報に該当する。

これを前提として、本件対象情報については、当該公文書が存在しているか否かを答えることにより、事実上、非開示情報を開示することと同様の結果を招くことになり得るため、条例第 11 条の 2 を適用し、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否した。

(3) 反論書に対する意見

審査請求人は、本件対象情報は公文書には該当しないため公文書開示請求についての条例は適用されない旨主張すると解されるが、公文書開示請求書を用いているのであるから、公文書の開示請求があったものとして開示可否の決定をした。

条例第 9 条第 2 項により、開示しないことができる旨の規定は全ての請求権者に適用されるから、別の請求権者から同一の請求があったとしても同一の決定をしなければならない。

条例第 11 条の 2 が「存否応答拒否」の根拠条文である。

6 審査会の判断

(1) 本件開示請求の対象とされた公文書

令和 5 年 2 月 1 日付け公文書開示請求書に記載された「公文書の件名又は内容」によれば、「A 氏への返答への文書で、ブロック塀が A 氏の敷地内に設置された件が、大田区等に責任がなく、土地家屋調査士 B に責任があると回答した事について」からすると、大田区が「A 氏」に対して返答し、内容的には「土地家屋調査士 B に責任があると回答した事」についての公文書が対象であると解される。

(2) 実施機関の本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対して「大田区情報公開条例第 11 条の 2 に該当」とし、当該公文書の存否を答えることが非開示とすべき条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する非開示情報を事実上開示することになるとして、その存否を明らかにせず開示請求を拒否する決定を行った。

当該決定について、実施機関は、以下のとおり説明した。

条例第 11 条の 2 に定められる「存否応答拒否」は、公文書の開示の請求に対

し、当該請求に係る公文書が不存在であると回答すれば、事実がないことを意味し、非開示であると回答すれば、内容は公にできないが事実があったことを意味することとなる場合に適用するものであって、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否するものである。

存否応答拒否の適用にあたっては、当該請求に係る情報が非開示情報に該当することが前提である。

本件対象情報については、仮に存在するとしても、「A」に係る部分は、条例第 9 条第 2 項第 1 号に定める「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であり、非開示情報に該当し、「土地家屋調査士 B に責任がある」に係る部分は、同項第 2 号に定める「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの」であり、非開示情報に該当する。

これを前提として、本件対象情報については、当該公文書が存在しているか否かを答えることにより、事実上、非開示情報を開示することと同様の結果を招くことになり得るため、条例第 11 条の 2 を適用し、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否した。

審査会の判断としては、実施機関の上記説明は、条例の適用として首肯できるものであり、説明として不自然、不合理な点は見当たらない。

- (3) 審査請求人は、条例第 11 条に公文書部分開示規定があるので、条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号だけを理由として開示しないことは根拠がない、「A」に係る部分は、文書を特定するのに必要であるが、開示要求をしているわけではない、審査請求人は土地家屋調査士 B の補助者である、実施機関が「存否応答拒否としたものである」とする根拠がない、「土地家屋調査士 B に責任がある」に係る部分が信用毀損及び名誉毀損にあたるか調査しているのだから、条例第 9 条第 2 項第 2 号ウ「開示することが公益上必要であると認められる情報」に該当するから、開示しないのは「権利侵害」「区民の知る権利を妨害」する、などと主張する。

しかし、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、令和 5 年 7 月 5 日付けで審査会に対して提出した書面

において、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の条文を引用し、本件処分への適用について主張する。

しかし、当該法律は本件処分とは関係のない法律であり、その条文は本件処分に適用されないため、その主張も審査会の判断を左右するものではない。

- (4) したがって、実施機関の判断に誤りはない。本件処分は適法かつ相当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子